6　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑵　②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。

⑶　③の欄は、次によること。

ア　免許状の再交付申請においては、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ　登録状の再交付申請においては、登録局（包括登録に係る登録局の場合を除く。）の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、再交付を求める理由を記載すること。

7　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［新設］

別表第七号　無線局の廃止届出書の様式（第24条の３第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局廃止届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

電波法第22条又は電波法第27条の10第１項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者（注２）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印